



「画叢」のうち 中山翠洲（次郎）筆 豊干禪師

第四 畫ハ古雅單純ニシテ各部ノ配合ノ美ナルヲ可トス

第五 此學ノ目的タルヤ佛教ニ關シテノ嗜好ヲ惹起センカ為メノ

ミナラス又其範圍ヲ擴張シテ以テ佛教的美術ニ一新刺撃ヲ
與ヘント欲スルニアリ、蓋シ從來ノ佛像ハ悉ク皆佛ノ禪定
ニ入りシ一姿勢ノミヲ摸寫シ未タ佛陀ノ多端ナル生涯ヲ美
術的ニ觀察シタルモノアラス是レ佛教的美術ノ一大缺點ナ
リ基督教ニ於テハラフェール、ルーベン、レムブラン諸氏ノ
如キ古名家ノ畫ハ曰フニ及ハスシノール、ドール、ホフマ
ン等ノ如キ人々ノ手ニ成リタル耶穌ノ生涯ヲ表示スル名畫
甚タ多シ今此學タルヤ此缺點ニ向テ注意ヲ乞ハルカ為ニシ
テ日本現今ノ進歩ノ程度ニ於テ此缺點ヲ補フコト蓋シ容易

ノ業タルヘシ

第六 審判者ハ鎌倉圓覺寺管長大教師釋宗演氏米國ボストン府米
國美術發行者ルイ、ブラン及ヒ米國シカゴ府ゼーモニス
ト及ビゼーオーブン、カートノ記者博士パウルーラス氏ト
ス

第七 應募畫ハ大教師釋宗演氏ニ於テ意見ヲ附シテ在米審判者ニ
送リ在米審判者ハ之ヲ再査スヘシ募集期日ハ千八百九十五
年（即チ明治廿八年）十二月卅一日迄トス

第八 圖書屆所ハ東京市下谷區中根岸町四番地岡倉覺三方トス

なお『報知新聞』（明治二十八年十月十日）はこの募集の要旨を紹
介しているが、末尾に「尚ほ八重洲町の明治美術會にては右揮毫者
の爲めに種々の便益を與ふるよし」と記しており、明治美術會もこ
れに協力したことを伝えている。

③ 校友会記事

一月八日 校友会大会 於校友会俱樂部 式後、校庭で酒宴。

一月 柳樹屯で軍務に従事する囑託教師森鷗外に會員一同より見
舞状（小杉楯邨選文）を贈る。

三月三日 橋本雅邦教授還曆祝宴會 於松源樓。

三月二十七日 會員有志四十余名は西郷孤月從軍壯行会および横
山秀麿、黒岩倉吉二氏送別会を開く。於湯島魚十樓。

十月四日 創立記念日 式後、玉川地方へ遠足。校長（会頭）以
下百数十名、制服制帽着用で参加。一泊。

東京美術學校校友會規則

名稱

第一條 本會ハ東京美術學校校友會ト稱ス

主意

第二條 本會ハ會員志操ヲ正シ交義ヲ厚フシ智識ヲ交換シ相扶ケテ美術ノ大成ヲ圖ルニアリ

會員

第三條 本會會員ハ本校職員(教員事務員製作備員)卒業生徒全体ヨリ成ル

徒全体ヨリ成ル

第四條 本校ニ關係アリテ本會ノ主意ヲ贊同スル者ハ本會常議會ノ議決ヲ以テ會員タルヲ得

會ノ議決ヲ以テ會員タルヲ得

第五條 美術上卓絶ノ妙技ヲ有シ又ハ著大ナル恩績アリテ且徳望アル者ハ本會總會ノ議決ヲ以テ之ヲ推薦シ名譽會員タルヲ請フコトアル可シ

タルヲ請フコトアル可シ

役員

第六條 役員ハ會長一人副會長一人及委員七人トス

但委員ノ數ハ會長ノ見込ヲ以テ更定スルコトアルヘシ

第七條 會長ハ本校長ヲ推シ會務ノ整理ヲ請フモノトス

第八條 副會長ハ總會ノ議決ヲ以テ職員ノ内一名ヲ推シ會長ヲ助ケ本會ニ關スル事務ヲ整理シ會長事故アルトキハ代理ス

理ス

第九條 委員ハ會員中本校職員ノ互撰ニ係ルモノ二名并ニ生徒ノ同學期生徒中ヨリ一人ヲ互選シタル代表者ヲ以テ成

第十條 リ會長及副會長ノ指揮ニ從ヒ庶務會計ニ從事ス副會長ノ任期ヲ二個年トシ委員ノ任期ヲ六ヶ月トシ再選ヲ得ルモノトス

選ヲ得ルモノトス

但會長ノ指名セル委員ハ此限ニアラス

會務

第十一條 本會ノ常務ノ要綱ハ役員全体ヲ以テ組織スル常議會ニ於テ之ヲ評決ス

於テ之ヲ評決ス

第十二條 本會ハ其主意ヲ全フセン爲メニ常會大會講話會遊技會運動會ノ諸會ヲ開ク

運動會ノ諸會ヲ開ク

第十三條 本會ハ美術上ノ須要ニ照シ圖按美術品鑑定製作ノ紹介美術物ノ出版等ヲナスコトアルヘシ其細則ハ別ニ之ヲ定ム

定ム

常會

第十四條 常會ハ三月五月七月十一月第一土曜日午後ヨリ之ヲ開キ會員製作成績ヲ展覽品評スルモノトス

キ會員製作成績ヲ展覽品評スルモノトス

但校内製作物ヲ出品スル場合ニ於テハ當該教員ノ許可ヲ受ク可シ

可ヲ受ク可シ

第十五條 常會出品ノ審査ハ各科當該教員會議ニ依リシ毎級其程度ニ照シテ巧拙ヲ評定シ之ヲ甲乙二種ニ鑑別ス甲種中最モ優等ト認ムルモノヘハ賞品ヲ贈與ス

最モ優等ト認ムルモノヘハ賞品ヲ贈與ス

大會

第十六條 大會ハ毎年一月始業ノ日之ヲ開キ役員改選會務報告及常會ニ於テ甲種ト認メタル出品ヲ展覽品評スルモノトス

常會ニ於テ甲種ト認メタル出品ヲ展覽品評スルモノトス

第十七條 大會出品ノ審査ハ全体教員會議ニ依テシ優等ト認ムル

モノニ賞牌ヲ贈與ス

第十八條 大會審査ヲ了スルノ後常議員會ノ評決ヲ以テ本校ノ認可ヲ經テ其展覽ヲ繼續シ又ハ公衆ノ縦覽ヲ許スコトアル可シ

第十九條 常會及大會公開ノ場合ニ於テハ本校ノ許可ヲ經テ出品ヲ一般需要者ヘ拂渡スコトアルヘシ

講話會

第二十條 本會ハ世間ノ必要ニ應シ會員其他ニ依屬シ美術上ノ講話會ヲ開キ公衆ノ傍聽ヲ許スコトアルヘシ

第二十一條 講話會ノ開設科目等ハ常議員之ヲ定ム

遊技會

第二十二條 遊技會ハ茶式香插花擊劍柔術弓術ノ六科ニ分チ會員ノ嗜好ニ應シ其一科若クハ數科ヲ修ムルモノトス

第二十三條 遊技會幹事ハ各科遊技ヲ修ムルモノノ中ヨリ一名ヲ互撰シ會長ノ認可ヲ經ルモノトス其任期ハ六ヶ月トス

第二十四條 遊技會ハ本校課業時間以外ニ於テ各科ノ便宜ニ從ヒ之ヲ開ク其期日ハ各科ノ幹事ヨリ之ヲ報スルモノトス

第二十五條 本校設置紀念日ニ於テ遊技演習會ヲ開キ大ニ各科ノ遊技ヲ演シ優等者ニ紀念物ヲ贈與ス

第二十六條 遊技會ノ細則ハ各科幹事之ヲ提出シ常議員ノ評決ヲ以テ之ヲ定ム

運動會

第二十七條 運動會ハ一年一回若クハ二回臨時ニ之ヲ開キ郊外遠足

ヲ爲スモノトス

會費

第二十八條 名譽會員ハ會費ヲ徴收セス

第二十九條 會員ハ生徒壹人ニ付毎月金拾錢トス

第三十條 本校職員卒業生其他ノ會員ハ毎月金拾錢以上適宜其格ヲ定メテ之ヲ出金スルモノトス

第三十一條 遊技ヲ修ムル者ハ各科ノ消耗品并教員手當トシテ一科毎ニ毎月金五錢ヲ出金スルモノトス

附則

第三十二條 本會事務ニ關シ本校規則ニ明文ナク若クハ之ニ交渉スルモノハ其都度本校ノ許可ヲ受クルモノトス

第三十三條 本會規則ハ會員三分二以上ノ決議ヲ以テ本校ノ許可ヲ修正スルコトヲ得

〔錦巷雜綴〕第四卷。明治二十八年三月二十日